

令和8年8月6日

都市部技術監理室
財 務 部 契 約 課

『低入札技術者』の取扱について（通知）

総合評価方式で実施している低入札価格調査制度において、令和8年度から低価格入札者と契約する場合の措置として低入札技術者の配置を求めています。低入札技術者の取扱については次のとおりです。

※低入札技術者とは、呉市低入札価格調査制度事務取扱要領第3条第9号に規定する技術者をいいます。

1. 工事实績情報システム（コリンズ）の登録について

- ・低入札技術者は、「監理技術者」又は「主任技術者」の追加として、コリンズへの登録を行ってください。
- ・登録を行う際は「低価格入札である」にチェックを行ってください。

2. 工事打合せ簿等の決裁について

- ・工事打合せ簿等での受注者側の決裁時は、低入札技術者も決裁を行うようにしてください。これは低入札技術者が、直接工事に関与していることを確認するために必要となります。

広島県工事中情報共有システムを使用する場合は、低入札技術者も「監理技術者」又は「主任技術者」で登録をするようにしてください。

紙媒体での場合は、決裁欄に低入札技術者欄を追加するか、主任（監理）技術者欄に2名が押印をするようにしてください。

3. 低入札技術者の施工経験について

- ・総合評価方式における技術者の施工経験としては認めません。